

4 計画の重点施策

超高齢社会となった鎌倉市の高齢者保健福祉の取組みの中で、早急な課題解決が望まれるもの、次期計画以降の鎌倉市の今後を見据え、取組んでおかなければならないもの、及びアンケート調査などに寄せられた意見・要望などを踏まえ、本計画期間である平成26年度までの3年間に積極的に取組むべき施策を「重点施策」として位置付けます。

重点施策1：地域包括ケアシステムの構築

施策の方向性：地域ケア体制の充実

地域包括支援センターの機能の充実

NPO・ボランティア団体との協働・連携

重点施策2：高齢者の尊厳を守る取組みの推進

施策の方向性：認知症高齢者への支援施策の充実

高齢者虐待防止対策の推進

成年後見制度の利用促進

重点施策1：地域包括ケアシステムの構築

全国的に今後も高齢化が進むと予測される中で、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるようにするためには、介護保険制度だけで高齢者を支えていくことはできません。そのため介護保険サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（改正介護保険法）が可決され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されます。改正介護保険法では、高齢者のニーズに応じて特に、医療・介護・予防・生活支援サービス・住まいという観点から、お互いに連携を図りながらその人の状態に応じて切れ目なく提供される、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組んでいくことが必要とされています。

介護保険制度は、介護保険の認定者にとっては有用な制度であります。介護保険制度を利用しない人への理解も得ながら、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

改正介護保険法による地域包括ケアの 5 つの視点

地域包括ケアを実現するためには、次の 5 つの視点での取組みが包括的（利用者の実情に応じた適切なサービス提供）・継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に行なわれるようにしていくことが重要です。

- ① 医療との連携強化
- ② 介護サービスの充実強化
- ③ 予防の推進
- ④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

○ 地域ケア体制の充実

高齢者の支援に携わる関係機関と関係団体等がネットワークを強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、地域における支援体制の充実を図ります。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が連携し、相談業務や地域のネットワークの構築、地域資源の情報収集、把握など広範な業務へ取組んでいくことが求められています。

今後は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、これまで以上に地域との連携を推進し、地域に根ざした包括的なケアが行なえる体制づくりを目指します。

○ 地域包括支援センター機能の充実

総合的で多様なサービスをマネジメントするための機関として、地域全体で高齢者の生活を支えるために、地域包括支援センターに求められる役割は、ますます大きなものになってきています。

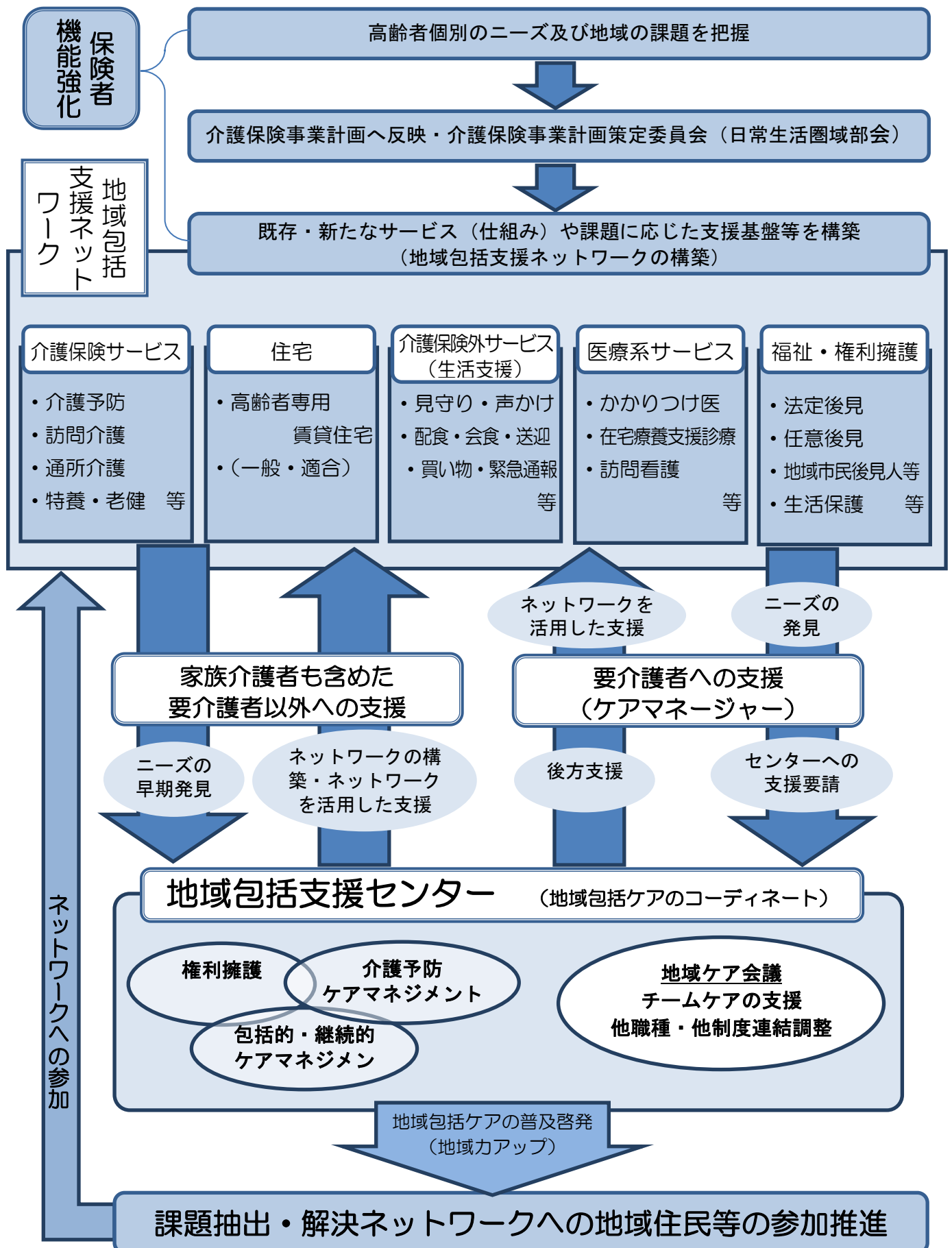
要支援と非該当を行き来するような高齢者に対して、総合的で切れ目のないサービスが提供できるよう、また、介護保険に結びつかない高齢者に対して、円滑にサービスが導入できるように、利用者の状態の把握や自立を支援するための適切なサービスが提供できるような体制を支援します。

平成24年度以降、地域包括支援センターの設置数や人員体制、地域包括支援センターの機能充実に向けて取組めます。

○ NPO・ボランティア団体との協働と連携

地域での多様な社会資源や、多様なマンパワー（NPOやボランティア団体、民生委員児童委員など）を活用しながら、高齢者の日常生活を支援していくために、介護保険サービス以外のサービス提供が必要不可欠になっていきます。地域において活躍しているNPOやボランティア団体等と連携しながら、増加する高齢者が尊厳をもって自立した生活が営めるように、必要なサービスを提供できる体制の構築を目指します。

地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）



重点施策2:高齢者の尊厳を守る取組みの推進

今後も高齢化が進展する中で、高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら、その人らしく安心して穏やかに暮らすための自己決定権や地域で生活し続ける権利を守るために、高齢者の権利擁護支援の充実に取組みます。

○ 認知症高齢者への支援施策の充実

認知症高齢者は高齢者人口の増加などにより増えていくと見込まれ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、地域で認知症高齢者を支えていく環境づくりが必要となっています。

そこで、認知症を正しく理解するための認知症サポーター養成講座や認知症フォーラム等の講演会を開催し、市民の認知症への理解を促進します。

○ 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待が起きる背景には、介護する家族等の高齢者への理解や知識の不足だけでなく、心身への負担やストレスなど、様々な要因があります。

高齢者虐待を防止するためには早期発見・早期解決が重要となるため、虐待予防の周知・啓発を図ります。

また、高齢者に関わる様々な機関との連携を強化し、高齢者本人と家族の支援に取り組めます。

○ 成年後見制度の利用促進

高齢化に伴う認知症等により判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用手続きや金銭管理ができず、日常生活に支障をきたす事例が増えています。

高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう成年後見制度の周知・啓発を図るとともに、制度利用の促進に向けた相談体制の整備を図ります。

さらに市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度への移行をスムーズに行えるよう成年後見に関わる様々な機関との連携強化を図ります。